

事務連絡  
平成 31 年 2 月 18 日

一般社団法人 国際抗老化再生医療学会 御中

厚生労働省医政局研究開発振興課

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を  
改正する法律等の施行について

平素より、厚生労働行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、経営破綻した臍帯血プライベートバンクが保管していたとされる臍帯血が流出し、複数の医療機関が「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」（平成 25 年法律第 85 号。以下「法」という。）に基づく再生医療等提供計画の届出を行わずに当該臍帯血を用いた再生医療等を提供していた事案が確認されました。

このような事例を踏まえ、第 197 回臨時国会において、公的臍帯血バンク（臍帯血供給事業者）以外の事業者による第三者間の造血幹細胞移植に用いる臍帯血の提供を禁止することを内容とする「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 98 号。以下「改正法」という。）が可決・成立し、平成 30 年 12 月 14 日に公布されたところです。

また、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について、別紙のとおり一般財団法人日本再生医療学会等に対して周知いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、内容について御了知の上、関係者等への周知について特段の御配慮をお願いするとともに、法の適正な運用に引き続き一層の御協力をお願いいたします。